

県内初 市の独自事業として 意思疎通支援者の養成を推進

市では、手話は言語であることを位置付けた「野田市手話言語条例」を令和2年4月1日に施行し、令和3年4月1日には、障がいのある人のそれぞれの特性に応じた意思疎通手段の確保を図り、障がいの有無にかかわらず共生することができる地域社会を実現することを目的とする「野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例」を施行した。

これらの条例に則って市が講じる施策のうち、喫緊の課題である障がいのある人の意思疎通の支援や補助する者の養成及び拡充を図る施策として、千葉県が主催する手話通訳者養成講座、要約筆記者養成講座及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会の受講に必要な費用等を助成することとした。

なお、これらの講座等を受講される方へテキスト代や交通費などに加え、奨励金として市が助成し意思疎通支援者を養成する事業は県内初である。

受講料等助成の意義

手話通訳者養成講座（手話通訳Ⅰ〔37回〕、Ⅱ〔35回〕、Ⅲ〔16回〕）

市では手話奉仕員養成講座（前期・後期）を実施していたが、手話通訳者になるためには、助成対象講座を修了する必要があるため、支援者の拡充を図る。

要約筆記者養成講座（前期〔27回〕、後期〔27回〕）

市では、前期課程の手書きコースを隔年で実施してきたが、助成対象講座で後期課程やパソコンコースが受講できることから、支援者の拡充を図る。

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会（〔12回〕）

高齢になるにつれ、聞こえづらくなる視覚障がいのある人への通訳などの意思疎通への対応が課題であったことから、支援や介助に関する技術等を有する者を育成することで支援者の拡充を図る。

※〔 〕内の数字は、各講座等の受講回数

助成対象経費

いずれも受講にかかるテキスト代などのほか、講座等の開催場所は主に千葉市内となるため、会場までの移動に必要な交通費を助成する。

また、令和5年度までの間は、支援者不足を解消するための措置として、食事に要する費用、受講の準備や自己研鑽に要する費用を奨励金として助成する。

問合せ＝障がい者支援課・電話 04-7125-1111 内線 2171

野 田 市